

大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雨時における雨水流出抑制を図ることにより浸水害を軽減するため、雨水浸透施設を設置するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大垣市補助金等交付規則（昭和46年規則第21号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「雨水浸透施設」とは、敷地内に降った雨水を地中に浸透させる透水性舗装（雨水を直接透水性の高い舗装体に浸透させ、路床の浸透能力により雨水を地中へ浸透させる舗装（透水性インターロッキングブロック及び平板を含む。）をいう。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の市街化区域において、10平方メートル以上の雨水浸透施設を設置する工事とする。ただし、第6条の規定による申請の日の属する年度に完了するものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる雨水浸透施設の設置工事については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）附則第3条の規定による廃止前の地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第24条に規定する会社等その他これらに類すると市長が認めるものが設置するもの
- (2) 開発行為に基づき帰属を前提に設置するもの
- (3) 分譲その他販売を目的とした土地又は住宅に設置するもの
- (4) その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、材料費、工事費及び諸経費とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は雨水浸透施設1平方メートル当たり800円とし、補助金の限度額は一の補助事業につき30万円とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとするものは、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の開始前に市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 位置図(雨水浸透施設を設置する所在地を明示したもの)
- (2) 計画平面図(雨水浸透施設を設置する範囲及び面積を明示したもの)
- (3) 施設構造図(設置する雨水浸透施設の仕様、寸法等を明示したもの)
- (4) 工事設計書(補助対象経費が分かるもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の決定において、市長が別に定める基準による条件その他必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の決定をしたときは、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)又は大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、第6条の申請をしたものに通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、第9条の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金変更交付等申請書(第4号様式)に、第1号に掲げる場合にあっては第6条各号に掲げる書類のうち変更箇所に関するものを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容等第6条の申請に係る事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定するものとする。

3 前項の決定に当たっては、原則として、第7条の規定により決定した補助金の額は増額しないものとする。

4 市長は、第2項の決定をしたときは、変更交付額等を決定し、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金変更承認通知書(第5号様式)又は大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金変更不承認通知書(第6号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(完了の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金完了実績報告書(第7号様式。以下「完了実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 工事完了図面

(2) 雨水浸透施設の求積図及び数量計算表

(3) 補助事業の着工前、施工中及び完了を確認できる写真

(4) 雨水浸透施設の管理に関する誓約書(第8号様式)

(5) その他市長が必要と認める書類

(完了検査等)

第13条 市長は、前条の完了実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、完了検査を実施するものとする。

2 市長は、前条の完了検査において、補助事業が完了実績報告書のとおり実施され、かつ、補助金の交付決定の内容に適合していると認めたときは、補助金の交付額を確定し、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金確定通知書(第9号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付は、前条第2項の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付請求書(第10号様式)を市長へ提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第13条第1項の完了検査において不合格のとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、第14条第1項の規定により補助金の交付を受けた日から7年を経過するまでは補助事業により設置した雨水浸透施設を存続させ、かつ、当該雨水浸透施設が存続する間は適正に維持管理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱施行の際、現にある従前の各種様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。